

供託物を払渡請求する際の一般的注意事項

第1 供託物払渡請求書作成上の一般的注意事項

- 1 請求者は、太枠で囲まれた部分につき、黒色又は青色のボールペン又はインクで丁寧にはっきりと記載してください。
- 2 金銭その他の物の数量、年月日等の記載は、「1、2、3、10」等のアラビア数字を用いなければなりません。
- 3 文字を訂正する場合には、その文字を二線を引いて消し、その近接箇所に正しい文字を書き、その文字数を欄外に「○字削除○字加入」と記載して押印しなければなりません。文字を削除又は加入する場合もこれに準じてください。これらの場合には、訂正又は削除した文字は、なお読むことができるようにしておいてください。

なお、供託有価証券払渡請求書及び供託有価証券利札払渡請求書の有価証券の枚数、総額面又は請求利札の枚数については、訂正、加入又は削除はできません。

また、供託振替国債払渡請求書についても、供託振替国債の金額欄の訂正、加入又は削除はできません。

- 4 該当欄に記載事項の全部を記載することができない場合には、備考欄に記載するか、請求書と同じ大きさの用紙を継続用紙として使用し、これに記載することができます。

なお、継続用紙を用いた場合には、作成者は供託物払渡請求書及び継続用紙に、各用紙が総枚数分の何枚目であるかを明らかにするよう記載しなければなりません。

第2 供託金の支払方法

供託金は小切手で支払います。ただし、請求者が特に希望すれば、次に掲げる「隔地払」又は「預貯金振込み」の方法によることができます。これらの方法による場合には、供託物払渡請求書の該当箇所に必要事項を記載してください。

1 隔地払の場合

- (1) 隔地払とは、供託所の所在地以外の地に所在する払渡請求者の希望す

る銀行において、供託金及び供託金利息の支払いを受けることができる制度です。

- (2) 銀行名は、支払いを受ける土地の日本銀行支店、同代理店又は日本銀行と送金の特約のある銀行の名称を記載してください。前記以外の銀行、金融機関では支払いを受けることはできません。

なお、詳しくは最寄りの供託所にお尋ねください。

2 預貯金振込み

預貯金振込みとは、供託金及び供託金利息を払渡請求者又はその代理人の預貯金口座に振り込む方法により供託金及び供託金利息の支払を受けることができる制度です。

第3 必要な提示書面・添付書面

1 代表者の資格を証する書面

- (1) 請求者が登記された法人以外の法人である場合には、関係官庁の作成した代表者の資格を証する書面（作成後3か月以内のもの）を供託物払渡請求書に添付しなければなりません。
- (2) 請求者が登記された法人である場合において、当該法人が登記申請中であり、その登記が完了していないときは、代表者の資格を証する登記事項証明書（作成後3か月以内のもの）を供託官に提示しなければなりません。
- (3) 請求者が法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めのあるものであるときは、当該社団又は財団の定款又は寄附行為及び代表者又は管理人の資格を証する書面を供託物払渡請求書に添付しなければなりません。

2 代理権限を証する書面

- (1) 支配人その他登記のある代理人により請求する場合において、当該法人が登記申請中であり、その登記が完了していないときは、代理人の権限を証する登記事項証明書（作成後3か月以内のもの）を供託官に提示しなければなりません。
- (2) (1)以外の代理人により請求する場合には、代理人の権限を証する書面（例えば「委任状」等）を供託物払渡請求書に添付しなければなりません。なお、代理人の権限を証する書面が官公署の作成に係るもの（例

えば親権者であることを証明する書面としての「戸籍謄本」等)については、当該書面の作成後3か月以内のものでなければなりません。

なお、払渡請求者の委任による代理人の預貯金口座に振り込む方法により供託金の支払いを受ける場合には、代理人の権限を証する書面に供託金の受領に関する権限を委任する旨が明確に記載されていなければなりません。

3 印鑑証明書

- (1) 供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑については、市区町村長又は登記所の作成した証明書（作成後3か月以内のもの）を添付しなければなりません。
- (2) 次の場合には、印鑑証明書の添付を要しません（次の場合のほか、後記5参照）。

ただし、払渡請求者の委任による代理人の預貯金口座に振り込む方法により供託金の支払を受ける場合には、次のエ又はオに該当する場合でも、払渡請求者の意思確認のため、委任による代理人の権限を証する書面に押印された印鑑について、印鑑証明書の添付が必要になります。

ア 払渡しを請求する者が官庁又は公署であるとき

イ 払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が本人であることを確認することができる次のものを提示し、かつ、その写しを添付したとき

(ア) 運転免許証（道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証をいう。）

(イ) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(ウ) 在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードをいう。）

(エ) その他官庁又は公署から交付を受けた書類等で上記に類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）

ウ 取戻請求をする場合において、供託申請時に提出し供託官の確認を受けた委任による代理人の権限を証する書面を添付し、当該書面と供

託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押した印鑑が同一である場合

エ 個人が取戻請求をする場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を添付したとき

オ 配当その他官庁又は公署の決定によって供託物の払渡しをすべき場合に、当該官庁等から交付された証明書を添付して個人が払渡請求をする場合であって、その額が10万円未満であるとき

カ 裁判所によって選任された者がその職務として供託物の払渡しを請求する場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を添付したとき

4 還付を受ける（又は取戻しをする）権利を有することを証する書面

弁済供託について、供託受諾や供託不受諾を理由に払渡しを受ける場合など、供託書の記載から即時に供託物の払渡しを受けられることが明らかな場合のほかは、還付を受ける権利を有することを証する書面又は取戻しをする権利を有することを証する書面の添付を必要とします。以下に代表的な書面を記しますが、個々の事案により添付すべき具体的な書面が異なりますので、詳しくは最寄りの供託所にお尋ねください。

(1) 利害関係人の承諾書

払渡請求をする場合において、利害関係を有する者がいるときは、当該利害関係人の承諾書を添付する場合があります。当該承諾書を添付する場合には、承諾書に押した印鑑について、市区町村長又は登記所の作成した印鑑証明書（当該承諾書の作成前3か月以内又は当該承諾書の作成後に作成されたものに限る。）に加えて、次の書面を添付しなければなりません。

ア 利害関係人が登記された法人以外の法人である場合には、代表者の資格を証する書面（当該承諾書の作成前3か月以内又は当該承諾書の作成後に作成されたものに限る。）

イ 利害関係人が登記された法人である場合において、当該法人が登記申請中であり、その登記が完了していないときは、代表者の資格を証する登記事項証明書（当該承諾書の作成前3か月以内又は当該承諾書の作成後に作成されたものに限る。）

(2) 権利の承継を証する書面

請求者が権利の承継人であるときには、これを証する書面（例えば「戸籍謄本」など）を添付します。

(3) 判決書正本及び確定証明書

還付請求権（又は取戻請求権）の確認訴訟において、当該請求権を確認する判決がされ、当該判決が確定したときは、判決書正本及び確定証明書を添付します。

5 代表者の資格を証する登記事項証明書・印鑑証明書の簡易確認

供託物払渡請求書を供託所の窓口提出する際に、簡易確認手続きによりたい旨を申し出ることにより、登記された法人の代表者の資格を証する登記事項証明書又は印鑑証明書の提示又は添付を省略することができます（ただし、印鑑証明書については、東京法務局本局、大阪法務局本局及び名古屋法務局本局では簡易確認手続きを行っていません。）。

詳しくは、供託所の窓口でお尋ねください。

第4 供託金利息

- 1 供託金には、法務省令で定めるところにより利息が付されます。ただし、昭和57年4月1日から平成3年3月31日までの間は利息は付されません。
- 2 供託金利息の現在の利率は、年0.0012%です。ただし、供託金の受入れの月と払渡しの月は利息は付されません。また、1万円未満の端数についても利息は付されません。
- 3 供託金利息は、原則として供託金と同時に払い渡されます。ただし、供託金とは別に供託金利息のみを他に譲渡した場合のように、供託金の受取人と供託金利息の受取人が異なる場合には、供託金が払い渡された後に供託金利息が払い渡されることとなります。

なお、保証として金銭を供託した場合（裁判上の保証供託、営業保証供託）には、毎年供託した月に相当する月の末日後に、同日までの供託金利息のみの払渡請求をすることができます。